

各 位

西武鉄道株式会社

小牧市新小木地区所有地における土壌調査結果について

西武鉄道株式会社（本社：埼玉県所沢市、社長：白山進）では、小牧市新小木地区所有地（愛知県小牧市新小木 2-6）において、自主的な土壌・地下水調査を実施したところ、当該敷地内の土壌において土壌汚染対策法の指定基準を超えた物質が検出されましたので、お知らせいたします。なお、当該調査結果については、「土壌汚染対策法」第 14 条第 1 項に基づき、2010 年 8 月 19 日に愛知県にご報告させていただきました。

記

1. 調査の経緯および結果

2009 年 12 月に実施しました表層部の調査において、敷地の一部から土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を超過する砒素が確認されました。その後、深さ方向に追加調査を実施したところ、深度 5m までに同物質の土壌溶出量基準の超過が確認されました。

なお、敷地内の地下水を調査したところ、砒素について地下水基準に適合していることが確認されました。

特定有害物質名		測定結果 最大値	最大値 検出深さ	超過地点数 ／調査地点数	指定基準 (土壌汚染対策法)
土壌 溶出量	砒素及び その化合物	0.78 mg/L (78 倍)	0～0.5m	87/131	0.01 mg/L 以下
土壌 含有量	砒素及び その化合物	380 mg/kg (2.5 倍)	0～0.5m	1/28	150 mg/kg 以下

注：() 内は土壌汚染対策法の指定基準に対する倍率を示す。

2. 土地の履歴及び汚染原因の推定

当該地は、当社が取得する以前は西武運輸(株)の営業所及び荷捌き所として利用しており、有害物質等の取扱はございませんでした。また、西武運輸(株)が所有する以前は水田として利用されていました。

過去の土地利用において有害物質の取扱履歴はございませんでしたので、詳細原因は不明ですが、盛土において指定基準を超過した土壌につきましては、外部より搬入した土壌が汚れていた可能性が考えられ、また、自然地盤において指定基準を超過した土壌については、もともと自然的原因により有害物質が含まれていたと考えられます。

3. 健康への影響について

本件の場合、環境大臣が指定した調査機関である国際環境ソリューションズ(株)の見解によると、「土壌含有量基準を超過した範囲についてはアスファルト舗装により覆われているため、土壌の直接摂取による健康への影響については問題なく、また地下水については地下水基準に適合しており、地下水飲用による健康への影響についても問題はない」とのことです。

なお、指定基準を超過した範囲については舗装又はシート等による被覆がされており、飛散や雨水等による汚染の拡散防止のための措置を実施しております。

4. 今後の対応について

今後は土壌が指定基準を超過した区画につきまして、「土壌汚染対策法」第6条1項又は同法第11条第1項に基づきまして要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定いただき、行政のご指導を仰ぎながら対応方針を検討してまいります。

近隣の皆さまへは大変なご心配、ご迷惑をおかけいたしますが、周辺への影響がないよう万全な対策を行いますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上